

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月17日
【事業年度】	第15期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社サイバー・バズ
【英訳名】	CyberBuzz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 彰典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号渋谷インフォスタワー18階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 山田 洋輔
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号渋谷インフォスタワー18階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 山田 洋輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高 (千円)	1,865,885	2,446,947	2,944,798	2,996,588
経常利益 (千円)	147,832	234,953	411,459	204,472
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	82,660	165,115	276,917	168,307
包括利益 (千円)	82,660	165,115	276,917	168,307
純資産額 (千円)	513,507	678,623	1,738,460	1,996,805
総資産額 (千円)	815,068	1,160,907	2,212,383	2,375,810
1株当たり純資産額 (円)	168.28	222.39	508.10	527.84
1株当たり当期純利益 (円)	27.09	54.11	90.39	45.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	75.61	41.71
自己資本比率 (%)	63.00	58.46	78.58	84.05
自己資本利益率 (%)	17.51	27.70	22.91	9.01
株価収益率 (倍)	-	-	48.57	77.87
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	87,845	197,048	227,302	142,126
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,624	21,354	20,771	102,495
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	777,874	90,038
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	348,932	524,626	1,509,032	1,638,701
従業員数 (人)	68	89	104	126
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(17)	(22)	(13)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。また、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年9月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から第14期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第12期及び第13期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 第12期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年 9月	2017年 9月	2018年 9月	2019年 9月	2020年 9月
売上高 (千円)	1,832,439	1,776,983	2,126,163	2,472,766	2,823,150
経常利益 (千円)	140,352	134,585	129,872	246,202	183,212
当期純利益 (千円)	75,695	73,667	93,105	166,112	360,114
資本金 (千円)	20,150	20,150	20,150	411,610	457,021
発行済株式総数 (株)	61,030	61,030	61,030	3,421,500	3,783,100
純資産額 (千円)	430,847	504,514	597,620	1,546,653	1,996,805
総資産額 (千円)	751,113	787,209	996,184	1,939,784	2,375,810
1株当たり純資産額 (円)	7,059.60	165.33	195.84	452.04	527.84
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	1,240.31	24.14	30.51	54.22	97.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	45.35	89.24
自己資本比率 (%)	57.36	64.09	60.00	79.73	84.05
自己資本利益率 (%)	19.26	15.75	16.90	15.49	20.33
株価収益率 (倍)	-	-	-	80.97	36.39
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	59	63	80	95	126
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(9)	(16)	(20)	(13)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	81.1
(比較指標：東証マザーズ指数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(140.0)
最高株価 (円)	-	-	-	4,810	8,760
最低株価 (円)	-	-	-	3,475	2,752

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 第11期から第13期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。また、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2019年9月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から第14期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第12期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第11期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

5. 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。なお、第11期から第13期までの株価収益率、最高・最低株価については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

7. 当社は、2019年9月19日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第11期から第14期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。

2【沿革】

当社は、株式会社サイバーエージェントの100%子会社として、ソーシャルメディアマーケティング事業を展開するため、2006年4月に東京都渋谷区において設立されました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年4月	東京都渋谷区道玄坂に株式会社サイバー・バズ設立（資本金15,000千円）
2006年6月	人気ブロガーが企業商品を紹介するサービス「CyberBuzz」を開始
2010年7月	ブログサービス以外のソーシャルメディア会員募集に伴い、「CyberBuzz」から「Ripre」へサービス名変更
2010年11月	Ameba会員のためのモニターサービス「アメモニ」を株式会社サイバーエージェントと開始
2012年11月	ソーシャルメディアキャンペーンサービス「ポチカム」を開始
2013年2月	株式会社サイバーエージェントより「アメモニ」の事業譲受、サービス名を「モニコレ」に変更
2013年8月	ヘルスケアメディア「Doctors Me」を開始
2014年4月	本社を東京都渋谷区桜丘町へ移転 「モニコレ」を「ポチカム」へサービス統合
2015年10月	Instagramのインフルエンサーによるマーケティング施策（現：NINARY）を開始
2016年11月	Instagram広告戦略子会社 株式会社glamfirstを100%子会社として設立
2017年8月	Instagramのインフルエンサーマーケティング施策を「NINARY」としてサービス化
2017年8月	SNSアカウント運用サービスを開始
2017年10月	「Doctors Me」を会社分割により事業譲渡
2017年12月	人気インフルエンサーが商品を紹介するメディア「to buy（トゥーバイ）」を開始
2018年1月	東京大学大学院情報理工学系研究科の山崎俊彦准教授と人工知能の研究において産学連携を開始
2018年4月	株式会社サイバーエージェントがユナイテッド株式会社及び株式会社DGインキュベーションに当社株式を譲渡したため、同社の連結子会社でなくなり、持分法適用会社となる
2018年12月	株式会社サイバーエージェントが株式会社デジタルガレージ等に当社株式を譲渡したため、同社の持分法適用会社でなくなる 株式会社デジタルガレージが、株式会社サイバーエージェント等が保有する当社株式の25.2%を取得したことにより、同社の持分法適用会社となる
2019年3月	地方拠点「宮崎オフィス」を設立
2019年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年3月	本社を渋谷インフォスタワー7階から18階へ移転
2020年8月	株式会社glamfirstを吸収合併 インフルエンサーマーケティングサービス「Ripre」、「ポチカム」のサービス統合を実施し、サービス名を「Ripre」に統一

3【事業の内容】

当社は「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をビジョンとし、インターネット市場における、ブログやTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアを通じた広告・マーケティングを主たる業務としております。また、当社のその他の関係会社である株式会社デジタルガレージは、インターネット広告等のウェブマーケティングやビックデータを活用したデータマネジメントビジネス等を行うマーケティングテクノロジー事業、Eコマース等における電子決済ソリューションの提供等を行うフィナンシャルテクノロジー事業、国内外のスタートアップ企業への投資・育成を行うインキュベーションテクノロジー事業、コンテンツ事業及びライフスタイル支援事業等の拡大を通じて、中長期的かつ継続的な事業利益創出に取り組むロングタームインキュベーション事業を展開しており、当社は、同社のマーケティングテクノロジー事業に属し、同社による当社の自社サービスの代理販売及び当社によるデジタルガレージグループが保有するウェブ広告の代理販売等を推進しております。

当社は、ソーシャルメディア上で影響力を持つインフルエンサー（「influence」（影響、感化、作用の意）を語源とする言葉で、ソーシャルメディアにおいて、他のユーザーへのクチコミ等の影響力が強い者を指します。）を自社会員として組織化し、会員に対しクライアント企業の商品・サービス体験やイベント招待などの機会を提供しており、その感想を会員がソーシャルメディア上で発信することで、情報を目にした消費者にクライアント企業の商品・サービス等の価値を伝えるという、マーケティング活動の支援を行っております。ソーシャルメディアを通じたマーケティング手法は、ユーザー目線での魅力的な写真や体験談等により消費者が企業の商品をより身近に感じることができ、クライアント企業の商品のブランディングや認知度の向上が期待できるため、その手法の活用に関するニーズが高まっております。当社と株式会社デジタルインファクトの共同調査「国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」によれば、インフルエンサーマーケティング市場は、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う広告主の広告費削減の影響を受けたものの、前年比5.3%増の317億円と推計されており、同市場規模は、2021年に425億円、2025年に723億円と2020年比約2.3倍に拡大していくことが予測されております。

また、当社は、インフルエンサーを活用した広告商品の販売の他に、クライアント企業のソーシャルメディアのアカウントの運用支援やインフルエンサーが愛用している商品をお薦めするメディア「to buy」の運営、ソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売も行っており、クライアント企業が広告を打ちたい商品の性質や広告宣伝の目的等に応じ、自社サービス・他社広告商品を組み合わせつつ最適な広告商品を提供する体制を整えております。

当社の事業は、ソーシャルメディアマーケティング事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、以下ではソーシャルメディアマーケティング事業を構成する主要サービスとして、(1) NINARY、(2) Ripre、(3) to buy、(4) SNSアカウント運用、(5) インターネット広告代理販売の内容を説明します。なお、当社のサービス名称として、インフルエンサーサービスとは、(1) NINARY、(2) Ripre、(3) to buyを総称したものを指します。

(1) NINARY

主にInstagramにおいて、フォロワー数3万人以上を有する読者モデル等のインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業の要望に基づき当社が選定したNINARY会員が、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。NINARY会員は20代から30代の世代を中心に構成されており、マーケティングのターゲット層も同世代となります。NINARY会員は、Ripre会員と比較して、フォロワー数や知名度の点で当社のインフルエンサー会員の中で最も強い影響力を持っており、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬をお支払いしております。また、会員の獲得については、当社からのスカウトによる募集が9割、会員登録希望者による応募が1割であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

(2) Ripre

主にブログ、Twitter、Instagram等のソーシャルメディアにおいて、影響力の高いSNSユーザーだけでなく一般SNSユーザー等による広告・マーケティングを行うサービスであり、影響力の高いSNSユーザーからなる承認制のプレミアム会員と、一般SNSユーザーからなる登録制のスタンダード会員の2ランクで管理しております。会員ランク別にクライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。

プレミアム会員は、会員審査基準を通過した30代から40代の世代を中心に構成されており、マーケティングのターゲット層も同世代となります。また、ソーシャルメディアのユーザーの中でも読者やフォロワーを多く抱えており、スタンダード会員と比較すると強い影響力を持ちます。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、会員の獲得については、原則として会員登録希望者による応募であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

スタンダード会員は、会員審査基準はなく、原則としてソーシャルメディアを利用していただければ誰でも会員登録可能です。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募であり、当社の登録を経て活動を行って頂いております。

(3) to buy

インフルエンサーが独自の記事として、自身の愛用品やサービスを紹介するwebメディアを運営しております。主要なECメディアやクライアント企業サイトへ送客し購入が発生した場合、購入額の一部が手数料として当社に支払われます。また、Google Inc.等よりアドセンス収益を得ています。

(4) SNSアカウント運用

クライアント企業が公式に運用するTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアのアカウントの運用支援を行っております。原則半年間以上の契約にて、サービス内容に応じた月額課金モデルを採用しており、インフルエンサーやカメラマンが撮影した写真等のコンテンツを、クライアント企業のアカウント上で当社が投稿を代行するサービスを展開しております。

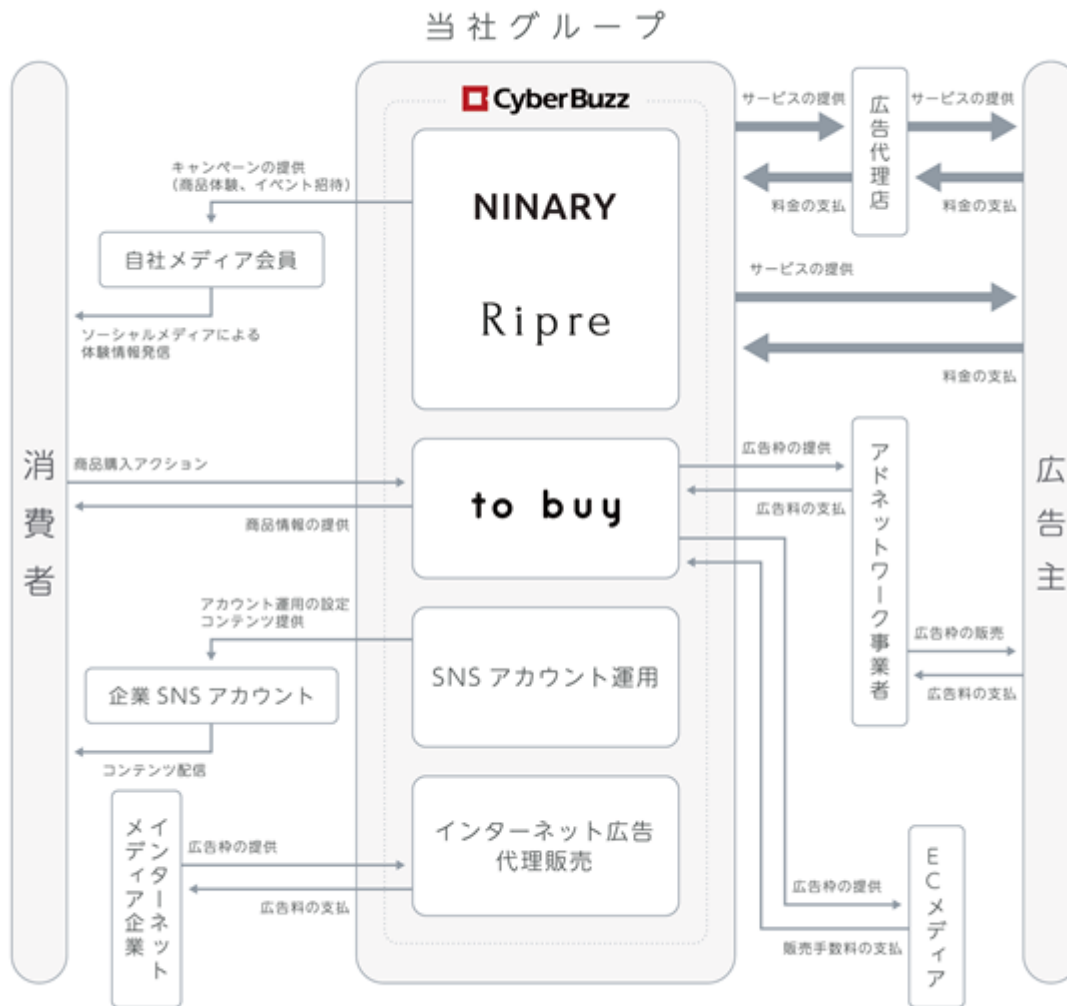
(5) インターネット広告代理販売

当社は、自社で運営するサービスの販売の他に、クライアント企業からの要請等により、YouTube、Instagram、Facebook、Twitter、LINE等のソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売を行っております。

なお、子会社であった株式会社glamfirstは、Instagramを通じた広告・マーケティングに特化しており、外部キャスティング会社と連携して、当社の会員として所属していないインフルエンサーや読者モデル、芸能人を起用した広告・マーケティングを主としてクライアント企業へ提供していましたが、2020年8月1日をもって当社を存続会社として吸収合併し消滅しております。

なお、株式会社glamfirstが提供していたサービスは、引き続き当社で実施しており、主にインターネット広告代理販売に含まれます。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社glamfirst (注)2	東京都渋谷区	5,000	ソーシャルメ ディアマーケ ティング事業	100.0	役員の兼任1名 広告取引等
(その他の関係会社) 株式会社デジタルガレ ージ (注)3	東京都渋谷区	7,618,678	マーケティング テクノロジー事 業 フィナンシャル テクノロジー事 業 インキューベ ーションテクノ ロジー事業 ロングタームイ ンキューベーショ ン事業	被所有 20.4	役員の兼務1名 広告取引等

- (注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 当社は、2020年8月1日付で、株式会社glamfirstを吸収合併しております。
3. 有価証券報告書を提出している会社であります。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
126 (13)	28.7	2.5	5,261

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2)労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というビジョンのもと、ソーシャルメディアマーケティング事業を拡大しつつ、新たなマーケティング手法や消費者へ新たな価値を提供するメディアを開発すべく挑戦してまいります。時代の流れを見極め、成長市場に合わせた事業展開を行い、消費者へ新しい「発見」や「体験」などの価値を生み出し続けていくことが当社グループの使命であると考えております。

(2) 経営上目標とする客観的な指標

当社グループの重視する経営指標は、売上高、営業利益率の2指標であります。インフルエンサーを活用したマーケティング手法によるクライアント企業の広告施策を提案、拡大していくとともに、クライアント企業の幅広いニーズに対応する広告施策全般に対してのソリューションを提供してまいります。また、高収益なマーケティング手法を開発、展開していくことで、営業利益率の向上を図ってまいります。

(3) 経営戦略

当社グループが今後更なる成長と発展を遂げるためには、「(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の事項へ対応していくことが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため当社グループは、自社サービスの強化・向上や、優秀な人材の採用、教育を通じた組織体制の整備を行い、インフルエンサーを活用した広告施策におけるシェア拡大とクライアントのニーズに対応できる新たなマーケティング手法の開発により、事業拡大を図る方針です。

(4) 経営環境

近年、Instagram等のソーシャルメディアのユーザーの利用状況は活発化しており、株式会社ICT総研の「2020年度SNS利用動向に関する調査」によれば、日本国内におけるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者（アクティブユーザー）は年々増加しており、2020年末には7,975万人に達する見込みであり、ネットユーザー全体に占める利用率は80.3%に達する見通しです。また、同調査によれば、SNS利用者は元々20代以下の若年層が多かったものの、SNS利用が当たり前になってきたことで40代以上の年齢層にも拡大しており、登録者数・利用者数ともに増加傾向が見られ、このまま普及が進めば、2022年末には利用者数は8,241万人、ネットユーザー全体に占める利用率は83.3%に達する見通しであると公表されております。このような環境のもと、インフルエンサーのソーシャルメディア上の影響力も強まる傾向にあるものと考えており、クライアント企業においても、インフルエンサーを活用したマーケティング手法のニーズが高まる状況にあり、当社と株式会社デジタルインファクトが共同で実施した「国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」では、インフルエンサーマーケティング市場は、2020年においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う広告主の広告費削減の影響を受けたものの、前年比5.3%増の317億円と推計されており、同市場規模は、2021年に425億円、2025年に723億円と拡大していくことが予測されております。したがって、当社グループの提供するサービスに対する需要は、堅調に推移するものと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

自社サービスの強化

当社グループでは、ソーシャルメディアマーケティング事業において、これまでも「NINARY」「Ripre」「ポチカム」「SNSアカウント運用」「to buy」といった自社サービスの提供に注力してきました。今後も引き続き自社サービスに注力するとともに、サービスの更なる価値増大を図るべく、2020年8月に「ポチカム」を「Ripre」に統合いたしました。自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を行うことで、当社グループでしか提供できない価値をクライアント企業へ提供し、当社グループの競争力を高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの代理販売と比較し、利益率の高い商品であるため、事業上及び財務上の改善に繋がります。ソーシャルメディアマーケティングの特色としては、その技術進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービス形態が日々開発されていることが挙げられますが、当社グループでは、クライアントのニーズを満たすインフルエンサーの発掘・拡充・育成、サービスにおける機能充実、利便性の向上を図ることで、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」という当社グループのビジョンの実現に取り組んでまいります。また、自社サービスの強化として、代理店を経由せず、クライアントへ直接販売する販売ルート強化するとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、様々な業界に属するクライアントと幅広く取引できるよう拡大を図ってまいります。

新サービスの拡充

当社グループの継続的な成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新事業を展開していくことが必要と考えます。そこで、当社グループが培ってきたソーシャルメディアマーケティング及びブランディング支援の知見を活かし、自社ブランド商品の企画・開発・販売をする新規事業としてD2C(Direct to Consumer)事業を開始いたします。D2C事業においては、自社ブランドとして商品を販売することで得られる直接的な利益のみならず、当社の既存事業とシナジー効果を生むことで、中長期での持続的成長と企業価値の更なる向上につながるが見込まれます。また、社会全体におけるソーシャルメディア活用の拡大に伴い、煩雑なソーシャルメディア運用をより効率的・効果的に行いたいとのニーズが増大していることに鑑み、当社グループがSNSアカウント運用事業で蓄積した知見、ノウハウを活かしたソーシャルメディア運用支援に関するSaaS型サービスの開発に取り組んでおります。

新サービス等の開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、またソーシャルメディアマーケティングにおいて、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化してまいります。

組織体制の整備

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るとともに、社内研修制度、ノウハウの共有の仕組みの確立を行ってまいります。

情報管理体制の強化

当社グループは、インフルエンサー等の個人情報を多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱の専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定した上で、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。また、個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会(JIAA)の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

広告審査体制の整備

当社グループのソーシャルメディアマーケティング事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものですが、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社グループでは顧問弁護士への確認等により広告関連法令を網羅した厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。広告審査体制としては、社内に専門の部署を設け、審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等へ相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、ソーシャルメディアマーケティング事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これら対応を継続的に行っております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該記載事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

業界動向について

当社グループは、主にWebメディア及びソーシャルメディアを活用したマーケティング事業を行っております。株式会社電通の「2019年 日本の広告費」によれば、2019年の国内インターネット広告市場は初めてテレビメディア広告市場を超え、前期比19.7%増の2兆1,048億円と成長をしております。今後も同市場は堅調に推移すると予想しておりますが、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合、また、インターネット広告市場を含む広告業界においては、景気変動により広告主の広告支出が増減する傾向があるため、国内マクロ経済の動向及び国内主要産業部門における事業環境が変化した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

インフルエンサーとの関係

当社グループの事業は、クライアント企業のマーケティングに対しサービスを提供しており、その多様なニーズに応えるため、影響力の強いインフルエンサーや、特定分野に特化したインフルエンサーの確保が必要となります。その為、インフルエンサーに対し、クライアント企業の広告案件の継続的なご紹介やSNSへの投稿に関する法令・ガイドラインの遵守等の有用な情報を提供することにより、親密かつ広範なネットワークを構築しております。また、良質なインフルエンサーを確保するため、会員審査の基準を定め、健全な会員組織の運営のための体制を整えております。しかしながら、様々な要因の変化によりインフルエンサーとの信頼関係が低下した場合や、クライアント企業のニーズに合ったインフルエンサーを当社会員として十分に確保できない場合、インフルエンサーがフォロワー数を水増しする等の事態の発生によりインフルエンサーマーケティングの信頼性が低下した場合、インフルエンサーが広告審査基準等を遵守しない又は当社の広告案件以外において炎上する等の当社の管理することができない事態が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

サービスの陳腐化について

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、競合他社より有益な価値をクライアント企業に対し提供する必要があります。当社グループでは、クライアント企業のニーズに対応するために常に新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充、技術者の確保に努めております。しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化するクライアント企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社グループは、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。また、法令やインターネット広告業界における自主規制、各種ガイドライン等の遵守を徹底した事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インフルエンサーの投稿に関しては、全投稿案件の確認を実施し、法令違反等の不適切な投稿を未然に防止するための広告審査体制を構築しておりますが、当該投稿が広告関連法令等に違反する場合や、第三者の著作権、肖像権等を侵害する場合、不適切な投稿による炎上が発生した場合や投稿がステルスマーケティング（ ）と見做された場合には、当社グループのブランドイメージが悪化する等、社会的信用や評判に波及し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれずに宣伝行為をすること。

主要SNSのユーザー利用動向やプラットフォームの規制変更等について

当社グループの広告商品は、Instagram、Facebook、Twitter等の主要SNSプラットフォーム上でのマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSプラットフォームは広告媒体としての訴求力が高まることから、各SNSプラットフォームのユーザーの利用動向は重要な指標となるため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの適切なインフルエンサーの会員組織化等の対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、広告関連の規約・規制等の変更により、従来可能であった広告手法を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループのマーケティング手法や体制の変更等の対応が遅れた場合や、SNSのセキュリティ面の不備により当該プラットフォームの信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

コンピューターシステムの瑕疵、実施済みのセキュリティ対策の危殆化、マルウェア・コンピューターウイルス、コンピューターネットワークへの不正侵入、役職員の過誤、自然災害、アクセス増加等の一時的な過負荷等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん、システムダウン等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理しております。しかし、情報セキュリティに係るリスク等により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

知的財産権の社内管理体制を強化し、当社グループの主要サービスについては、商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としておりますが、契約条件の解釈の齟齬等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を侵害するような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、会員や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害・パンデミック等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、テロ攻撃、ウイルス・伝染病等の集団感染（パンデミック）といった事象が発生した場合、当社グループが影響を受け、軽減できる保証はありません。当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラは、サービスによって、一定の地域に集中しているため、同所で自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があります。また、自然災害等の発生によりインフルエンサーの投稿が自粛されるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定経営者への依存について

当社グループの経営は専門的な知識、技術、経験を持つ、代表取締役を含む役員及び幹部社員が経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。その為これら役員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の獲得及び育成

当社グループは、今後の事業拡大に応じて必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えています。その為にも積極的な採用と早期戦力化のための育成制度の構築に努めていく方針であります。必要な人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社グループは、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら現段階においては成長過程であると認識しており、今後の事業発展及び経営基盤強化を鑑み、内部留保の充実をする優先するため、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

その他の関係会社等との関係について

株式会社デジタルガレージは当社発行済株式総数の20.4%を保有するその他の関係会社に該当しております。当社は株式会社デジタルガレージの持分法適用関連会社であり、当社の社外取締役である踊契三氏は、株式会社デジタルガレージから招聘しております。

当社グループと株式会社デジタルガレージとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保出来ており、今後も同様の方針です。

当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、株式会社デジタルガレージに対して事前承認を要する事項等はなく、独立性・自律性は保たれていると認識しております。

なお、株式会社デジタルガレージは、事業シナジー効果の実現等を目的に当社へ出資するに至り、当社株式を中長期にわたって保有する意向であると認識しておりますが、将来において、株式会社デジタルガレージにおける当社株式の保有比率に大きな変動があった場合、あるいは株式会社デジタルガレージの事業戦略が変更された場合等には、当社株式の流動性及び株価形成、並びに当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続き、現状においても先行きが不透明な状況で推移しております。

当社グループが事業展開を行う2019年の国内インターネット広告市場は、初めてテレビメディア広告市場を超え、前年比19.7%増の2兆1,048億円（注1）と推計されております。また、2020年の国内インフルエンサーマーケティング市場は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う広告主の広告費削減の影響を受けたものの、前年比5.3%増の317億円と推計されており、同市場規模は、2021年に425億円、2025年に723億円（注2）と2020年比約2.3倍に拡大していくことが予測されております。

このような環境の中、当社グループでは「NINARY」「Ripre」「to buy」といったInstagramを始めとした各SNSプラットフォームにおけるインフルエンサーを企業マーケティングへ活用する「インフルエンサーサービス」、企業の保有するSNSアカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行う「SNSアカウント運用」、ソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売を行う「インターネット広告代理販売」及びInstagramに特化した戦略子会社「株式会社glamfirst」の4つのサービスを展開し、企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援して参りました。

（注1）出典：株式会社電通「2019年 日本の広告費」

（注2）出典：サイバー・バズ/デジタルインファクト調べ「国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は2,147百万円となり、前連結会計年度末に比べ75百万円増加いたしました。これは主に電子記録債権が53百万円減少したものの、現金及び預金が129百万円増加したことによるものであります。固定資産は228百万円となり、前連結会計年度末に比べ87百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が34百万円、敷金及び保証金が46百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,375百万円となり、前連結会計年度末に比べ163百万円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は379百万円となり、前連結会計年度末に比べ94百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が100百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、379百万円となり、前連結会計年度末に比べ94百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,996百万円となり、前連結会計年度末に比べ258百万円増加いたしました。これは主に、資本金45百万円、資本剰余金45百万円、利益剰余金168百万円の増加によるものであります。

この結果、自己資本比率は84.0%（前連結会計年度末は78.6%）となりました。

経営成績の状況

（売上高）

当連結会計年度の売上高は2,996百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は1,275百万円（前年同期比7.5%増）となりました。これは主にインターネット広告代理販売の売上の増加に伴う仕入原価の増加によるものであります。この結果、売上総利益は1,720百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,505百万円（前年同期比13.7%増）となりました。これは主に人件費や業務委託費の増加及びオフィス移転による地代家賃の増加等によるものであります。その結果、営業利益は215百万円（前年同期比50.4%減）となりました。

（営業外損益、経常利益）

当連結会計年度の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は、10百万円（前年同期は22百万円の損失）の損失となりました。これは主にオフィス移転による早期償却の計上によるものであります。その結果、経常利益は204百万円（前年同期比50.3%減）となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益から特別損失を差し引いた特別損益純額は、移転補償金の計上により24百万円(前年同期は5百万円の利益)の利益となりました。

法人税等合計としては、60百万円(前年同期比56.5%減)を計上しております。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は168百万円(前年同期比39.2%減)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ129百万円増加し、当連結会計年度末には1,638百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は142百万円(前年同期比37.5%減)となりました。これは主に、法人税等の支払額158百万円の資金減少要因があった一方で、税金等調整前当期純利益229百万円の資金増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は102百万円(同393.5%増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出47百万円、敷金及び保証金の差入による支出45百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は90百万円(同88.4%減)となりました。これは主に、新株の発行による収入90百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社グループの事業セグメントは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、当連結会計年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インフルエンサーサービス	1,330,557	103.8
SNSアカウント運用	440,243	140.6
インターネット広告代理販売	1,038,040	121.4
株式会社glamfirst	187,748	38.0
合計	2,996,588	101.8

(注) 1. インフルエンサーサービスとは、ソーシャルメディアマーケティング事業を構成する主要サービスである(1) NINARY、(2) Ripre、(3) to buyを総称した名称です。

2. 各サービスと株式会社glamfirst間の内部売上高は、調整後の金額を記載しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社サイバーエージェント	221,030	7.5	389,088	13.0

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りに関して、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(1) 経営成績

経営状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上目標とする客観的な指標」をご参照ください。当社グループでは売上高及び営業利益率を重視しております。引き続きこれらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

(3) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。また、経営者の問題認識、今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保が必要であり、今後も積極的な採用活動を継続して実施する方針です。当社グループの資金需要の一定割合は、人材及び事務所の拡充であり、必要な資金は自己資金及び新株発行による調達資金により充足することとしております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループが営んでいるソーシャルメディアマーケティング事業は、技術進歩が非常に早く、市場拡大する中でサービスの多様化が求められるため、学术界と連携し、SNSにおける投稿内容の向上と最適化を研究目的として、機械学習、深層学習等を用いたSNSの投稿内容の解析、投稿における各種レコメンデーションロジック等の研究に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は21,310千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資（無形固定資産を含む）の総額は80,859千円であります。その主なものはオフィス移転増床に伴う建物附属設備及び工具、器具及び備品68,254千円、自社利用ソフトウェア構築に伴うソフトウェア3,616千円であります。なお、本社移転及び分室の撤退に伴い、日本社設備及び分室設備の除却を実施しております。

当社グループはソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであり、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	業務設備	31,222	44,380	7,463	83,065	114
宮崎オフィス (宮崎県宮崎市)	業務設備	1,620	3,192	-	4,813	12

- (注) 1. 当社には休止中の設備はありません。
2. 金額には消費税等を含めておりません。
3. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は67,694千円であります。
4. 宮崎オフィスの建物は賃借物件であり、年間賃借料は2,360千円であります。
5. セグメント情報について、当社はソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(2) 国内子会社

2020年8月1日付で当社の完全子会社である株式会社glamfirstを吸収合併しているため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年12月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,783,100	3,783,100	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,783,100	3,783,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第1回新株予約権(2014年3月3日臨時株主総会決議)

決議年月日	2014年3月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 41(注)5.
新株予約権の数(個)	4,720(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 236,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2016年3月4日 至 2024年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在(2020年11月30日)の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員9名となっております。

b. 第2回新株予約権（2016年9月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年9月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 50（注）5.
新株予約権の数（個）	340（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,000（注）1.4.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）2.4.
新株予約権の行使期間	自 2018年9月30日 至 2026年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150（注）4.
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2020年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員24名となっております。

c. 第3回新株予約権（2018年5月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1
新株予約権の数（個）	458（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 22,900（注）1.5.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	820（注）2.5.
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 820 資本組入額 410（注）5.
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権で行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれが遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、当会社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合には、再編対象会社は当該取締役、監査役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権の行使条件

募集新株予約権の行使期間に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d. 第4回新株予約権（2020年9月16日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）	304（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 30,400（注）1．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,650（注）2．
新株予約権の行使期間	自 2023年10月15日 至 2030年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,650 資本組入額 1,825
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

割当日（2020年10月14日）における内容を記載しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4．組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

募集新株予約権の行使期間に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年2月23日 (注)1	2,990,470	3,051,500	-	20,150	-	20,150
2019年9月18日 (注)2	370,000	3,421,500	391,460	411,610	391,460	411,610
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注)3	361,600	3,783,100	45,411	457,021	45,411	457,021

(注)1. 株式分割(1:50)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,300円

引受価額 2,116円

資本組入額 1,058円

払込金総額 773,920千円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	24	25	21	5	1,827	1,907	-
所有株式数(単元)	-	1,192	674	18,166	780	9	16,996	37,817	1,400
所有株式数の割合(%)	-	3.15	1.78	48.04	2.06	0.02	44.94	100.00	-

(注) 自己株式138株は「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に38株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
高村彰典	東京都目黒区	982,400	25.97
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5-7	770,000	20.35
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	600,000	15.86
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	300,000	7.93
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目2番5	135,000	3.57
近田哲昌	神奈川県川崎市宮前区	102,000	2.70
和田瑞樹	東京都品川区	88,500	2.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	47,100	1.25
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	41,600	1.10
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (常任代理人住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	34,600	0.91
計	-	3,101,200	81.98

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)及び野村信託銀行株式会社(投信口)の持株数は、全て信託業務に係る株式です。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行と社名変更をしております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,781,600	37,816	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	3,783,100	-	-
総株主の議決権	-	37,816	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己保有株式が38株含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイバー・バズ	東京都渋谷区桜丘町20番1号	100	-	100	0.003
計	-	100	-	100	0.003

(注) 上記には、単元未満株式38株は含まれておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	138	783,940
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1.取得自己株式は、単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得であります。

2.当期間における取得自己株式には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	138	-	138	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

また、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というビジョンに基づき、当社が継続的に成長していくためには、各ステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

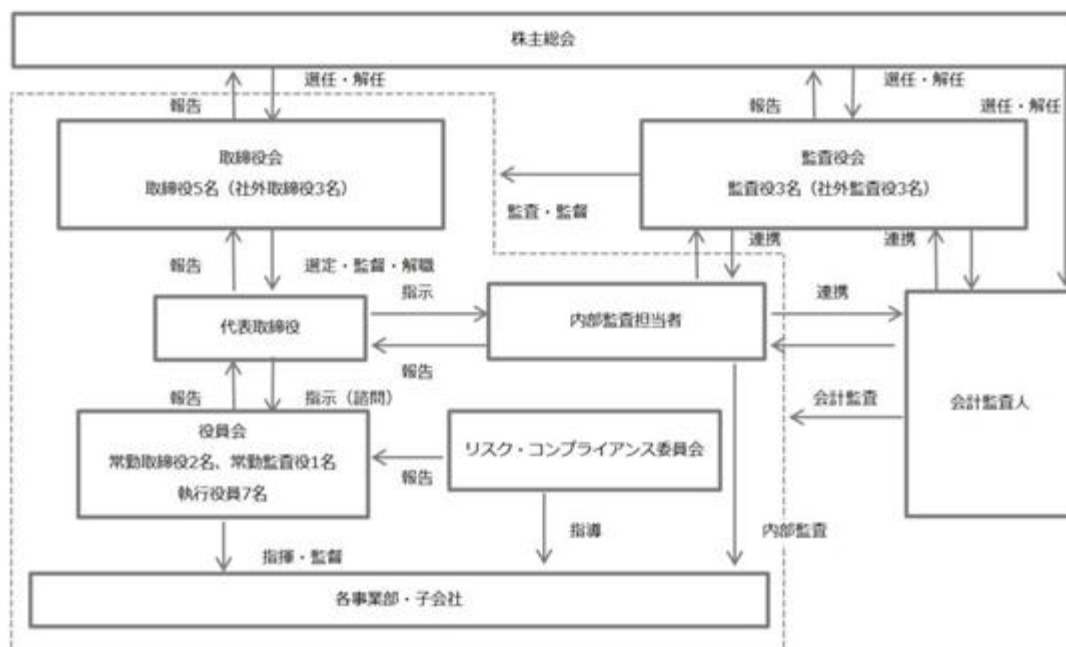
また、内部統制管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できるような組織体制の継続的な強化・改善に努めております。

企業統治の体制の概要及びその理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

当社は、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や業務執行に関する重要事項を決定し、監査役会が中立的な立場から取締役会の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性の観点から妥当であるとの判断により、監査役会設置会社を採用しております。また、機動的な経営のため、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員にて構成された役員会を設置し、取締役会で定められた事項を除く重要な業務の執行を決定しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役3名）により構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。また、取締役の職務執行の適正性を監査するため、監査役3名につきましても出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名により構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則、毎月1回の監査役会を開催し、監査内容の共有を図っております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と役員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

c. 役員会

当社の役員会は、常勤取締役2名、執行役員7名、常勤監査役1名により構成されており、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討の場として、毎週1回開催されております。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減、回避等の危機管理体制を構築するとともに、コンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、常勤取締役2名、常勤監査役1名、及び必要に応じて指名された従業員により構成されており、四半期に1回開催されております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。(は議長、委員長を表す。役員のみを表示)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	役員会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役	高村 彰典				
取締役	三木 佑太	○		○	○
社外取締役	松本 浩介	○			
社外取締役	蓮見 麻衣子	○			
社外取締役	踊 契三	○			
常勤監査役	礒村 奈穂	○		○	○
社外監査役	都 賢治	○	○		
社外監査役	吉羽 真一郎	○	○		

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

- a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
 - ・コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ・法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ・内部監査担当者及び監査役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。
 - ・反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報取扱規程、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - ・危機発生時には、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ・取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、役員会を毎週1回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。
- e．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
 - ・当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
- f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行する。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保する。
- g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
 - ・監査役は、必要があると認めるときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
- h．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。
- i．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

j．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクに対する基本的な方針や管理方法を明確にすることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令違反や不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることで、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、役員との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を定めており、当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、累積投票制度は採用しておりません。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行う事ができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	高村 彰典	1974年4月5日生	1997年4月 興和株式会社入社 1999年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年8月 同社広告事業本部担当執行役員就任 2005年12月 同社取締役就任 2006年4月 当社取締役就任 2010年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	982,400
取締役	三木 佑太	1987年9月25日生	2010年4月 株式会社サイバーエージェント入 社 当社出向 2016年4月 当社執行役員就任 2019年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	6,000
取締役	松本 浩介	1967年6月2日生	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1994年1月 ファミリービズ株式会社取締役就任 1998年6月 時刻表情報サービス株式会社取締役 就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役就任 2011年6月 株式会社enish取締役就任 2016年3月 KLab株式会社社外取締役(監査等委 員)就任(現任) 2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役 (監査等委員)就任(現任) 2018年6月 当社取締役就任(現任) 2018年6月 株式会社キッズライン社外取締役就 任(現任) 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役(監査 等委員)就任(現任) 2020年11月 株式会社ZigZag社外取締役就任(現 任)	(注)3	14,600
取締役	蓮見 麻衣子	1974年9月9日生	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネ ジメント入社(現任) 2018年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	踊 契三	1970年5月10日生	2000年4月 株式会社フェイス入社 2005年6月 同社取締役就任 2010年9月 株式会社デジタルガレージ取締役就任 2012年4月 ベリトランス株式会社取締役就任 (現任) 2012年9月 株式会社デジタルガレージ取締役 ペイメント・セグメント(現 フィナンシャルテクノロジー・セグメント)管掌就任 2012年9月 econtext Asia Limited Director 就任(現任) 2013年10月 株式会社イーコンテキスト代表取締役社長就任(現任) 2015年10月 株式会社アイリッジ取締役就任(現任) 2016年7月 株式会社DG Daiwa Ventures代表取締役就任 2016年9月 株式会社DG Technologies取締役就任(現任) 2017年6月 株式会社DK Gate代表取締役社長就任(現任) 2018年6月 株式会社DGマーケティングデザイン取締役就任 2018年10月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員SEVP フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌 兼 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 2019年1月 TDペイメント株式会社取締役就任(現任) 2019年2月 当社取締役就任(現任) 2019年6月 株式会社DG Daiwa Ventures取締役就任(現任) 2020年3月 株式会社BI.Garage取締役就任(現任) 2020年4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 専務執行役員 国内事業全般 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 兼 ロングタームインキュベーション・セグメント管掌 就任(現任) 2020年6月 株式会社Crypto Garage取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	磯村 奈穂 (戸籍名： 田嶋 奈穂)	1986年1月8日生	2008年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2017年12月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	都 賢治	1959年11月14日生	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所(現税理士法人アルタス)設立 所長就任(現任) 1990年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役就任(現任) 2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任(現任) 2011年3月 トレンダーズ株式会社社外監査役就任(現任) 2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任 2013年6月 株式会社グロービス監査役就任(現任) 2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任 2018年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	吉羽 真一郎	1973年11月4日生	2000年 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2009年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 2009年4月 青山学院大学法科大学院客員教授 2011年10月 株式会社enish社外監査役就任 2015年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー(現任) 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 当社監査役就任(現任) 2018年7月 株式会社キッズライン社外監査役就任(現任) 2019年4月 株式会社ハマイ社外監査役就任(現任) 2019年6月 フリュー株式会社社外監査役就任(現任)	(注)4	-
計					1,013,000

- (注) 1. 取締役松本浩介、蓮見麻衣子及び踊契三は、社外取締役であります。
2. 監査役磯村奈穂、都賢治及び吉羽真一郎は、社外監査役であります。
3. 2020年12月16日開催の定時株主総会終結の時から、2021年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年2月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
システム開発本部担当執行役員	金森 紘
メディアサービス本部担当執行役員	辻 孝明
経営本部担当執行役員	栗山 真一
D2C本部担当執行役員	宮本 悠加(戸籍名:東田 悠加)
子会社(株式会社ソーシャルベース)担当執行役員	荘司 里樹
経営本部担当執行役員	山田 洋輔
コンサルティング本部担当執行役員	佐藤 亮平

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の松本浩介は、会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。なお、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）、ピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）ですが、これらと当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役松本浩介の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の蓮見麻衣子は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得しており、会社の経営に関する豊富な知識とファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有しております。当社と社外取締役蓮見麻衣子の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の踊契三は、会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。なお、ペリトランス株式会社の取締役、econtext Asia LimitedのDirector、株式会社イーコンテクストの代表取締役社長、株式会社アイリッジの取締役、株式会社DG Technologiesの取締役、株式会社DK Gateの代表取締役社長、TDペイメント株式会社の取締役、株式会社DG Daiwa Venturesの取締役、株式会社BI.Garageの取締役、株式会社Crypro Garageの取締役及び株式会社デジタルガレージの取締役であり、株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当し、当社との間で営業取引を行っております。その他には当社と社外取締役踊契三の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の磯村奈穂（戸籍名：田嶋奈穂）は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。当社と社外監査役磯村奈穂の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の都賢治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社と社外監査役都賢治の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通していることから法律的側面からの意見具申等を行っております。当社と社外監査役吉羽真一郎の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、豊富な知識や経験に基づく客観的な視点を有する者であることを重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役の選任に努めております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査担当者及び監査役は、会計監査人と三者間ミーティングの場を設けて意見交換を行い、内部監査結果及び監査役監査結果の報告を行い、会計監査人に対して会計監査の過程で検出された事項について報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

さらに、内部監査や監査役監査及び内部統制に関する状況については、定期的に監査役から社外取締役へ共有を行い、社外取締役による取締役会での牽制体制が有効となるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名により構成されており、いずれも高い専門性を有する社外監査役であり、高い独立性を確保しております。原則、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と役員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

なお、常勤監査役礪村奈穂（戸籍名：田嶋奈穂）は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、独立した立場で高い経営監視機能を発揮しております。監査役都賢治は、税理士としての専門知識を有し、社外監査役の経験も豊富であります。また、監査役吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通していることから法律的側面から意見具申等を行っております。いずれの監査役も、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

当事業年度における監査役会の開催状況は以下の通りです。監査役会は、常勤監査役を議長として毎月1回開催し、必要に応じて随時、臨時に開催しています。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	礪村奈穂 (戸籍名：田嶋奈穂)	13回	13回
非常勤監査役	都賢治	13回	12回
非常勤監査役	吉羽真一郎	13回	13回

監査役会における主な検討事項は以下のとおりです。

- ・業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動規範の遵守状況の監視
- ・取締役会、役員会による経営判断の妥当性の評価
- ・内部統制システムの運用状況

常勤監査役は、上記に示した内容の監査活動を行い、その内容は非常勤監査役にも適時に共有いたしました。非常勤監査役はそれぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かす形で、常勤監査役とともに監査を行いました。

内部監査の状況

当社は、現在の組織規模に鑑み独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。

なお、自己監査を回避するために、経営本部に属する1名が経営本部以外の全部門の監査を担当し、システム開発本部に属する1名が経営本部の監査を担当することで、監査の独立性を確保しております。

また、内部監査担当者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役と協同して監査を実施する等の対応をしております。内部監査の結果については、常勤監査役から監査役会に報告される他、内部監査担当者が監査役および監査法人との監査結果報告会に出席し意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 小堀 一英

指定有限責任社員・業務執行社員 中山 太一

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名
その他 8名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では、監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、会計監査人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制、その他当社が属する業界理解度等を総合的に勘案の上、有限責任監査法人トーマツが適任であると判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性、専門性及び監査役や経営者とのコミュニケーションなどを評価した結果、監査法人の職務遂行は問題ないと判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	2,000	24,000	800
連結子会社	-	-	-	-
計	22,000	2,000	24,000	800

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

2. 前連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。当連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新収益認識基準に関するアドバイザー業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	4,480	-	5,600
連結子会社	-	-	-	-
計	-	4,480	-	5,600

当社における非監査業務の内容は、デロイトトーマツサイバー合同会社による自社サイトの脆弱性診断、デロイトトーマツ税理士法人による税務顧問及び申告書作成であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社の規模、業務内容、監査日数等を考慮して監査役会と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性について総合的に勘案し、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、適性と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は各役員の報酬等の額については、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各役員の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し、金額を決定しております。

取締役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額2億円以内、監査役の報酬限度額は、2017年12月14日開催の定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。また、2020年12月16日開催の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、ストック・オプション付与のための報酬額を、当社の取締役については年額9千万円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）、監査役については年額1千万円以内とする決議しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長の高村彰典であり、取締役会での決議を前提に一任しております。また、監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限については、監査役会が有しております。

役員の報酬等の額の決定過程において、当社の取締役会では、取締役の報酬等の額の決定を代表取締役社長に一任することについての妥当性の判断及びその決議を行っております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	74,750	74,750	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	6,000	6,000	-	-	-	2
社外監査役	15,000	15,000	-	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のように考えております。

(純投資目的である投資株式)

時価の変動により利益を得ることを目的としており、短中期的に売買することを想定するものをいいます。なお、「純投資目的以外の目的である投資株式」に該当する株式を除きます。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

長期的には売却することが想定されるものの、業務提携などの事業上の必要に基づき保有する株式をいいます。なお、子会社株式、関連会社株式を除きます。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりません。なお、投資株式の取得にあたっては原則として取締役会決議を要することとしており、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有する場合においても、業務提携などの事業上の必要性の有無等に関して検証したのち、取得を決議します。

また、投資株式は保有目的を明確にして管理しており、四半期毎に実施する価値評価と併せ、保有の合理性が失われた場合には、売却等を検討してまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応する事ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催する研修等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,509,032	1,638,701
受取手形及び売掛金	484,156	469,289
電子記録債権	53,186	-
貯蔵品	1,146	1,026
その他	24,022	38,344
流動資産合計	2,071,545	2,147,361
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	56,423	34,316
減価償却累計額	28,690	1,473
建物附属設備(純額)	27,732	32,842
工具、器具及び備品	25,328	60,076
減価償却累計額	7,354	12,503
工具、器具及び備品(純額)	17,974	47,572
有形固定資産合計	45,706	80,415
無形固定資産		
ソフトウェア	13,450	7,463
ソフトウェア仮勘定	1,787	4,201
無形固定資産合計	15,237	11,664
投資その他の資産		
投資有価証券	-	7,500
繰延税金資産	24,259	28,084
敷金及び保証金	54,419	100,783
その他	1,215	-
投資その他の資産合計	79,893	136,368
固定資産合計	140,837	228,448
資産合計	2,212,383	2,375,810
負債の部		
流動負債		
買掛金	133,675	170,071
未払金	104,020	70,933
未払法人税等	108,451	8,186
ポイント引当金	-	17,310
その他	127,774	112,502
流動負債合計	473,922	379,004
負債合計	473,922	379,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	411,610	457,021
資本剰余金	411,610	457,021
利益剰余金	915,240	1,083,547
自己株式	-	783
株主資本合計	1,738,460	1,996,805
純資産合計	1,738,460	1,996,805
負債純資産合計	2,212,383	2,375,810

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	2,944,798	2,996,588
売上原価	1,186,307	1,275,629
売上総利益	1,758,490	1,720,959
販売費及び一般管理費	1, 2 1,324,786	1, 2 1,505,699
営業利益	433,703	215,259
営業外収益		
雑収入	198	6,685
営業外収益合計	198	6,685
営業外費用		
減価償却費	10,005	13,341
株式公開費用	2,000	-
株式交付費	10,302	-
雑損失	134	4,131
営業外費用合計	22,443	17,472
経常利益	411,459	204,472
特別利益		
債務免除益	5,155	-
移転補償金	-	24,650
特別利益合計	5,155	24,650
税金等調整前当期純利益	416,614	229,122
法人税、住民税及び事業税	137,548	64,640
法人税等調整額	2,149	3,825
法人税等合計	139,697	60,815
当期純利益	276,917	168,307
親会社株主に帰属する当期純利益	276,917	168,307

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益	276,917	168,307
包括利益	276,917	168,307
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	276,917	168,307

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,150	20,150	638,323	678,623	678,623
当期変動額					
新株の発行	391,460	391,460		782,920	782,920
親会社株主に帰属する当期純利益			276,917	276,917	276,917
当期変動額合計	391,460	391,460	276,917	1,059,837	1,059,837
当期末残高	411,610	411,610	915,240	1,738,460	1,738,460

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	411,610	411,610	915,240	-	1,738,460	1,738,460
当期変動額						
新株の発行	45,411	45,411			90,822	90,822
自己株式の取得				783	783	783
親会社株主に帰属する当期純利益			168,307		168,307	168,307
当期変動額合計	45,411	45,411	168,307	783	258,345	258,345
当期末残高	457,021	457,021	1,083,547	783	1,996,805	1,996,805

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	416,614	229,122
減価償却費	25,509	45,916
債務免除益	5,155	-
株式公開費用	2,000	-
株式交付費	3,045	-
移転補償金	-	24,650
売上債権の増減額(は増加)	90,899	68,054
たな卸資産の増減額(は増加)	238	120
仕入債務の増減額(は減少)	29,988	36,395
未払金の増減額(は減少)	15,150	35,771
ポイント引当金の増減額(は減少)	-	17,310
その他	11,807	36,225
小計	317,544	300,271
法人税等の支払額	90,242	158,145
営業活動によるキャッシュ・フロー	227,302	142,126
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	7,500
有形固定資産の取得による支出	9,189	47,271
無形固定資産の取得による支出	9,041	2,447
敷金及び保証金の差入による支出	2,540	45,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,771	102,495
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	779,874	90,822
株式公開費用による支出	2,000	-
自己株式の取得による支出	-	783
財務活動によるキャッシュ・フロー	777,874	90,038
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	984,406	129,668
現金及び現金同等物の期首残高	524,626	1,509,032
現金及び現金同等物の期末残高	1,509,032	1,638,701

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社glamfirst

当社は、2020年8月1日付で当社の連結子会社であった株式会社glamfirstを吸収合併したため、期末時点では連結子会社はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社glamfirstは2020年8月1日付で当社に吸収合併されたため、決算日は7月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他の有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ ポイント引当金

Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額は、評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額は、評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2)適用予定日

2021年9月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開
示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2)適用予定日

2021年9月期の年度末から適用します。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
減価償却費	7,813千円	22,189千円
給料及び手当	521,186	629,784
ポイント引当金繰入額	-	31,126

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
研究開発費	28,560千円	21,310千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.3	61,030	3,360,470	-	3,421,500
合計	61,030	3,360,470	-	3,421,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 当社は2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,990,470株は株式分割によるものであります。

3. 2019年8月16日開催の取締役会決議に基づき、公募による新株の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2019年9月19日付で370,000株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	3,421,500	361,600	-	3,783,100
合計	3,421,500	361,600	-	3,783,100
自己株式				
普通株式(注)2.	-	138	-	138
合計	-	138	-	138

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加361,600株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加138株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	1,509,032千円	1,638,701千円
現金及び現金同等物	1,509,032	1,638,701

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,509,032	1,509,032	-
(2) 受取手形及び売掛金	484,156	484,156	-
(3) 電子記録債権	53,186	53,186	-
(4) 敷金及び保証金	54,419	54,210	208
資産計	2,100,795	2,100,587	208
(1) 買掛金	133,675	133,675	-
(2) 未払金	104,020	104,020	-
(3) 未払法人税等	108,451	108,451	-
負債計	346,148	346,148	-

当連結会計年度（2020年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,638,701	1,638,701	-
(2) 受取手形及び売掛金	469,289	469,289	-
(3) 電子記録債権	-	-	-
(4) 敷金及び保証金	100,783	97,703	3,079
資産計	2,208,774	2,205,694	3,079
(1) 買掛金	170,071	170,071	-
(2) 未払金	70,933	70,933	-
(3) 未払法人税等	8,186	8,186	-
負債計	249,191	249,191	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定していません。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 (2020年9月30日)
投資有価証券	7,500千円

投資有価証券は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,509,032	-	-	-
受取手形及び売掛金	484,156	-	-	-
電子記録債権	53,186	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	54,419
合計	2,046,376	-	-	54,419

当連結会計年度（2020年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,638,701	-	-	-
受取手形及び売掛金	469,289	-	-	-
電子記録債権	-	-	-	-
敷金及び保証金	18,345	-	-	82,437
合計	2,126,336	-	-	82,437

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名	当社従業員 50名	当社取締役 2名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 650,000株	普通株式 78,500株	普通株式 47,500株
付与日	2014年3月4日	2016年9月30日	2018年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年3月4日から 2024年3月3日まで	2018年9月30日から 2026年9月29日まで	2020年6月1日から 2028年5月24日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年2月23日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	47,500
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	47,500
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	540,500	49,500	-
権利確定	-	-	47,500
権利行使	304,500	32,500	24,600
失効	-	-	-
未行使残	236,000	17,000	22,900

(注) 2019年2月23日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200	300	820
行使時平均株価 (円)	5,233	4,834	3,581
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年2月23日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額
911,126千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
1,748,158千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,550千円	3,850千円
一括償却資産	3,529	4,085
減価償却超過額	4,807	6,897
未確定債務	5,560	7,660
ポイント引当金	-	5,301
その他	3,811	4,171
繰延税金資産小計	24,259	31,965
評価性引当額	-	1,526
繰延税金資産合計	24,259	30,439
繰延税金負債		
未収還付法人税等	-	2,355
繰延税金負債合計	-	2,355
繰延税金資産の純額	24,259	28,084

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	0.19	0.38
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.57	4.53
評価性引当額の増減	-	0.67
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.64	-
税額控除	1.86	8.05
連結子会社の適用税率差異	1.55	-
その他	0.18	1.61
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.53	26.54

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年5月13日開催の取締役会決議に基づき、当社の連結子会社である株式会社glamfirstについて当社を存続会社とする吸収合併を2020年8月1日に実施しました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社glamfirst
事業の内容 Instagramを活用したマーケティング支援

(2) 企業結合日

2020年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社glamfirstを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社サイバー・バズ

(5) その他取引の概要に関する事項

更なる経営の効率化を図ること等を目的として実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社サイバーエージェント	389,088	ソーシャルメディアマーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区	7,546,582	マーケティングテクノロジー事業 フィンシャルテクノロジー事業 インキュベーションテクノロジー事業 ロングタームインキュベーション事業	(被所有) 直接 22.5	役員の兼任 広告取引等	広告売上取引 (注2)	733	売掛金	14
主要株主	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,203,328	メディア事業 インターネット広告事業 ゲーム事業 投資育成事業	(被所有) 直接 17.5	広告取引等	広告売上取引 (注2)	221,030	売掛金	37,888
							広告媒体の仕入取引 (注2)	55,042	買掛金	151
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社Cyber ACE	東京都渋谷区	15,000	インターネット広告事業	-	広告取引等	広告媒体の仕入取引 (注2)	143,828	買掛金	15,514

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区	7,618,678	マーケティングテクノロジー事業 フィンテックテクノロジー事業 インキュベーションテクノロジー事業 ロングタームインキュベーション事業	(被所有) 直接 20.4	役員の兼任 広告取引等	広告売上取引 (注2)	14,502	売掛金	651
主要株主	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,203,328	Ameba事業 インターネット広告事業 スマートフォンゲーム事業 その他メディア事業 投資育成事業	(被所有) 直接 15.9	広告取引等	広告売上取引 (注2)	389,088	売掛金	73,211
							広告媒体の仕入取引 (注2)	1,706	買掛金	154
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社CyberACE	東京都渋谷区	15,000	インターネット広告事業	-	広告取引等	広告媒体の仕入取引 (注2)	299,674	買掛金	23,427
							その他取引 (注2)	1,000	未払金	110

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	508.10円	527.84円
1株当たり当期純利益	90.39円	45.72円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	75.61円	41.71円

- (注) 1. 当社は、2019年9月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から2019年9月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、前連結会計年度の「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	276,917	168,307
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	276,917	168,307
普通株式の期中平均株式数(株)	3,063,664	3,681,405
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	598,906	354,164
(うち新株予約権(株))	(598,906)	(354,164)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	856,116	1,611,413	2,320,978	2,996,588
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	154,660	204,302	226,949	229,122
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	104,402	136,162	150,595	168,307
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益 (円)	29.75	37.72	41.26	45.72

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	29.75	8.56	3.87	4.69

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,281,834	1,638,701
受取手形	76,837	52,266
電子記録債権	53,186	-
売掛金	344,205	417,022
貯蔵品	1,146	1,026
前渡金	5,929	10,911
前払費用	15,895	22,822
その他	13,487	4,610
流動資産合計	1,792,523	2,147,361
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	56,423	34,316
減価償却累計額	28,690	1,473
建物附属設備(純額)	27,732	32,842
工具、器具及び備品	25,328	60,076
減価償却累計額	7,354	12,503
工具、器具及び備品(純額)	17,974	47,572
有形固定資産合計	45,706	80,415
無形固定資産		
ソフトウェア	13,450	7,463
ソフトウェア仮勘定	1,787	4,201
無形固定資産合計	15,237	11,664
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	-
投資有価証券	-	7,500
繰延税金資産	20,682	28,084
敷金及び保証金	54,419	100,783
その他	1,215	-
投資その他の資産合計	86,316	136,368
固定資産合計	147,260	228,448
資産合計	1,939,784	2,375,810

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	120,895	170,071
未払金	101,229	70,933
未払費用	35,247	49,018
未払法人税等	70,591	8,186
前受金	16,863	17,819
預り金	6,985	8,147
ポイント引当金	-	17,310
その他	41,318	37,516
流動負債合計	393,130	379,004
負債合計	393,130	379,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	411,610	457,021
資本剰余金		
資本準備金	411,610	457,021
資本剰余金合計	411,610	457,021
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	723,433	1,083,547
利益剰余金合計	723,433	1,083,547
自己株式	-	783
株主資本合計	1,546,653	1,996,805
純資産合計	1,546,653	1,996,805
負債純資産合計	1,939,784	2,375,810

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	2,472,766	2,823,150
売上原価	1,036,657	1,223,541
売上総利益	1,436,109	1,599,608
販売費及び一般管理費	1,167,661	1,405,598
営業利益	268,448	194,010
営業外収益		
雑収入	197	6,675
営業外収益合計	197	6,675
営業外費用		
減価償却費	10,005	13,341
株式公開費用	2,000	-
株式交付費	10,302	-
雑損失	134	4,131
営業外費用合計	22,442	17,472
経常利益	246,202	183,212
特別利益		
債務免除益	5,155	-
移転補償金	-	24,650
抱合せ株式消滅差益	-	205,916
特別利益合計	5,155	230,566
税引前当期純利益	251,358	413,779
法人税、住民税及び事業税	83,745	63,667
法人税等調整額	1,500	10,001
法人税等合計	85,245	53,665
当期純利益	166,112	360,114

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		937,663	90.5	1,081,036	88.4
労務費		19,769	1.9	17,291	1.4
経費		79,223	7.6	125,214	10.2
当期売上原価		1,036,657	100.0	1,223,541	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
業務委託費(千円)	42,755	73,443
システム原価(千円)	25,193	35,112

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,150	20,150	20,150	557,320	557,320	597,620	597,620
当期変動額							
新株の発行	391,460	391,460	391,460			782,920	782,920
当期純利益				166,112	166,112	166,112	166,112
当期変動額合計	391,460	391,460	391,460	166,112	166,112	949,032	949,032
当期末残高	411,610	411,610	411,610	723,433	723,433	1,546,653	1,546,653

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	411,610	411,610	411,610	723,433	723,433	-	1,546,653	1,546,653
当期変動額								
新株の発行	45,411	45,411	45,411				90,822	90,822
自己株式の取得						783	783	783
当期純利益				360,114	360,114		360,114	360,114
当期変動額合計	45,411	45,411	45,411	360,114	360,114	783	450,152	450,152
当期末残高	457,021	457,021	457,021	1,083,547	1,083,547	783	1,996,805	1,996,805

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) ポイント引当金

Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
流動資産		
売掛金	12,529千円	651千円

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9.0%、当事業年度5.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91.0%、当事業年度94.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
減価償却費	6,944千円	21,625千円
給料及び手当	456,070	583,788
ポイント引当金繰入額	-	31,126

(有価証券関係)

前事業年度(2019年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年9月30日)

投資有価証券(貸借対照表計上額 7,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,137千円	3,850千円
一括償却資産	3,529	4,085
減価償却超過額	4,807	6,897
未確定債務	5,560	7,660
ポイント引当金	-	5,301
その他	3,647	4,171
繰延税金資産小計	20,682	31,965
評価性引当額	-	1,526
繰延税金資産合計	20,682	30,439
繰延税金負債		
未収還付法人税等	-	2,355
繰延税金負債合計	-	2,355
繰延税金資産の純額	20,682	28,084

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	0.29	0.20
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.16	2.44
評価性引当額の増減	-	0.37
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.06	-
抱合せ株式消滅差益	-	15.24
税額控除	2.27	4.46
その他	0.05	0.96
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.91	12.97

(企業結合等関係)

共通支配下の取引については、連結財務諸表の(企業結合等関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、当該取引により抱合せ株式消滅差益を205,916千円を特別利益に計上しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	56,423	32,492	54,598	34,316	1,473	1,392	32,842
工具、器具及び備品	25,328	38,530	3,781	60,076	12,503	6,925	47,572
有形固定資産計	81,751	71,022	58,380	94,393	13,977	8,318	80,415
無形固定資産							
ソフトウェア	13,450	3,616	-	17,067	-	9,604	7,463
ソフトウェア仮勘定	1,787	6,220	3,806	4,201	-	-	4,201
無形固定資産計	15,237	9,837	3,806	21,269	-	9,604	11,664

(注) 1. 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備・・・主に本社オフィスの造作工事であります。

工具、器具及び備品・・・主に本社オフィスのネットワーク設備であります。

ソフトウェア・・・主に新規社内システム構築によるものであります。

ソフトウェア仮勘定・・・主に自社利用ソフトウェア製作費であります。

2. 「当期減少額」の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定・・・ソフトウェアへの振替によるものであります。

3. 当期末減価償却累計額又は償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	-	31,126	13,816	-	17,310

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）2019年12月19日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2019年12月19日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月14日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2019年12月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年5月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3（特定子会社の異動及び吸収合併）に基づく臨時報告書であります。

2020年9月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2020年12月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5)臨時報告書の訂正報告書

2020年5月22日関東財務局長に提出

2020年5月14日提出の臨時報告書（特定子会社の異動及び吸収合併）に係る訂正報告書であります。

2020年9月24日関東財務局長に提出

2020年5月14日提出の臨時報告書（特定子会社の異動及び吸収合併）に係る訂正報告書であります。

2020年10月14日関東財務局長に提出

2020年9月16日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2019年10月1日から2020年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。